

【大学生等との「共働」発信連携事業】
公募型プロポーザルに関する質問と回答

令和6年7月5日
福島県広報課

質問内容	回答
<p>○実施要領2(2)イ 専門的探求を目的とした少人数現地視察への支援・対応についてタクシー等費用を算出するにあたり、どういった行程案を想定しているか。あるいは、行程案を提案するという認識か。</p>	<p>○当該現地視察への支援は、首都圏大学生が企画する本県への現地視察について支援するものです。その行程及び支援の内容は大学側の提案をもとに今後協議を進めていくものであり、本プロポーザルの企画提案の内容には含まれません。</p> <p>今回の企画提案におけるタクシー等費用の算出に際しては、ジャンボタクシーを3日間借り上げた場合の費用として計上ください。</p>